

ますだ暮らしキャラクター
（ぐりお・わさまる・ゆずりん）

益田市に引越しされた方へ

手続きチェックリスト 転入

転入届

住み始めた日から **14 日以内に**届出してください

《届出に必要なもの》

・前住所地で発行された**「転出証明書」**(マイナンバーカードをお持ちの方には原則発行されません)
・お持ちの方は**「マイナンバーカード」**
・外国人の方は**「在留カード」等**

《手続きできる方》

・**本人**または**同一世帯の方**※左記以外の方が手続きする場合は、**委任状**が必要です

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認を行います。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1 点で本人確認できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか
・パスポート　・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証 等

2 点必要なもの

・資格確認書　・介護保険証　など

関連する手続きは
以下をご覧ください。

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

代理人の方が手続きするときは
1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。

美都・匹見各分庁舎でもお手続きができます。手続きによっては、市役所担当課で手続きをしていただく場合があります。**来庁前にご相談**ください。
【連絡先】美都地域総務課　0856-52-2311、匹見地域総務課　0856-56-0300

	世帯全員の方について伺います。 下記に当てはまる方はいますか？ご確認ください。	手続き	必要なもの／注意事項	該当	受付窓口	受付済
住所戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方（有効期限内のもの）	マイナンバーカードの継続利用 (住所変更)	・マイナンバーカード ※暗証番号が必要です。		1 階 市民課	
	前住所地で申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	マイナンバーカードの作成には再度申請が必要です。	受付窓口でご相談ください。			
	印鑑登録が必要な方	印鑑登録	顔写真付き本人確認書類 本人以外の申請の場合は事前にご相談ください。			
保険年金	国民健康保険に加入する（している）方	・国民健康保険の加入 ・資格確認書等の交付	【今まで国民健康保険に加入していなかった方】 ・今までの健康保険の資格喪失証明書 【70 歳以上でお持ちの方】 ・負担区分等証明書		1 階 保険課 国民健康保険	
	→加入世帯の世帯主が変わった方	新しい資格確認書等の交付	・世帯主が変わる前の資格確認書（交付されている方）			
	→後期高齢者医療制度の加入者といっしょに転入した方	保険税の軽減・減免有無確認	・特定同一世帯所属者証明書（お持ちの方）			
	→非自発的な失業により、国民健康保険に加入する（した）方		・雇用保険受給資格者証			
	→国民健康保険に加入した理由が、被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、被扶養者ではなくなったことによるものであった方（65 歳以上）		・旧被扶養者異動連絡票（お持ちの方）			
	→転入月の前月以降に出産した（または出産予定の）方		・産前産後免除対象者異動連絡票（前住所地で発行されたもの）			
	→各種認定証（病院での支払が一定金額までになる証明書）が必要な方	・限度額適用（・標準負担額減額）認定証 ・特定疾病療養受療証等の相談・申請	受付窓口でご相談ください。 ※前住所地の「所得・課税証明書」や、前年度の所得がわかる「源泉徴収票」などが必要な場合があります。			
	→1 月 1 日時点の住所地で所得申告をしていない方 日本国外からの転入の方	簡易申告				
	→口座振替による国民健康保険税の納付を希望する世帯主の方 ※国民健康保険税の納税義務者は「世帯主」です	口座振替の手続きをしてください。 最短で翌月末以降に納期がくるものから口座振替を始めることができます。	・預金通帳 ・通帳届出印		市内金融機関	
	75 歳以上の方　または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療資格確認書の送付先確認（後日郵送） ※保険料の口座振替を希望する方は、受付窓口でご相談ください。			1 階 保険課	

→島根県外から転入した方	負担区分の確認	・負担区分等証明書 （前住所地で発行されたもの）		後期高齢者医療	
世帯全員の方について伺います。 下記に当てはまる方はいますか？ご確認ください。	手続き	必要なもの／注意事項	該当	受付窓口	受付済
保険年金 75 歳以上の方　または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方				1 階 保険課 後期高齢者医療	
→各種認定（病院での支払が一定金額までになる証明）の資格確認書への併記が新たに必要な方	・限度区分の併記 ・特定疾病区分の併記	受付窓口でご相談ください。			
国民年金に加入する方 →20 歳から 60 歳未満で失業等により厚生年金資格が切れた方およびその扶養であった配偶者	国民年金の加入	・基礎年金番号がわかるもの （基礎年金番号通知書、年金手帳等） ・健康保険の資格喪失証明書		1 階 保険課 国民年金	
高齢 65 歳以上の方	介護保険の加入 ※保険料の口座振替を希望する方は、受付窓口へご相談ください。			1 階 高齢者福祉課 介護保険	
転入前の自治体の要介護認定を引き継ぐ方	・要介護認定の相談 ・負担割合証・負担限度額認定など	・介護保険受給資格証明書 （お持ちの方）			
障がい 障害者手帳をお持ちの方	・手帳の住所変更 ・対象となるサービスの相談・申請	・障害者手帳（身体・療育・精神） ※写真が必要な場合があります。		別館 福祉事務所 1 階 障がい者福祉課	
自立支援医療受給者証をお持ちの方					
→島根県内から転入した方（松江市含む）	・受給者証の住所変更 ・医療機関の変更 ・負担区分の確認	・前住所地の受給者証 ・健康保険資格がわかるもの ・マイナンバーがわかるもの ・障害年金・遺族年金等の金額がわかるもの			
→島根県外から転入した方で、 島根県で新たに認定を受ける方	新規申請	・前住所地の受給者証 ・健康保険資格がわかるもの ・マイナンバーがわかるもの ・市町村民税（非）課税証明書 ・障害年金・遺族年金等の金額がわかるもの ・診断書（自立支援医療（精神通院）申請用）			
→島根県外から転入した方で、 県外での有効期間を引き継ぐ方	・受給者証の住所変更 ・医療機関の変更 ・負担区分の確認	・前住所地の受給者証 ・健康保険資格がわかるもの ・マイナンバーがわかるもの ・市町村民税（非）課税証明書 ・障害年金・遺族年金等の金額がわかるもの ・印鑑			
特別障害者手当、障害児福祉手当、 経過的福祉手当を受給している方	各手当の新規認定申請	・受給者の口座がわかるもの ・障害年金・遺族年金等の金額がわかるもの			
特別児童扶養手当を受給している方		・受給者の口座がわかるもの ・マイナンバーがわかるもの ・戸籍謄本または抄本			
福祉医療費医療証をお持ちの方	新規申請	・障害者手帳（身体・療育・精神） ・課税証明書 ・健康保険資格がわかるもの ・障害年金・遺族年金等の金額がわかるもの			
→ひとり親医療費医療証をお持ちの方	窓口へご相談ください。				
じん臓機能障害 1 級の認定を受けている方で、 血液透析のため通院している方	新規申請	・障害者手帳(身体) ・口座がわかるもの　等			
精神通院費助成を利用している方		・障害者手帳(精神) ・自立支援医療受給者証（精神） ・口座がわかるもの			
障害者手帳をお持ちで、NHK 受信料免除申請を希望される方	窓口へご相談ください。	・障害者手帳（身体・療育・精神） ・前住所地の市町村民税非課税証明書（全額免除申請の方のみ） ・契約者の印鑑			
障がい福祉サービス等を利用している方	サービスの新規申請	・障害者手帳（身体・療育・精神） ・受給者証 ・マイナンバーがわかるもの			
児童発達支援・放課後等デイサービス等を利用している方					

こども	妊娠している方、産後１か月以内の方	・妊婦健診・産婦健診受診票の交付 ・母子保健サービスのご案内	・母子健康手帳 ・未使用の妊婦・産婦健診の受診票	EAGA2 階 子ども家庭支援課	
	世帯全員の方について伺います。 下記に当てはまる方はいますか？ご確認ください。	手続き	必要なもの／注意事項	該当	受付窓口	受付済
こども	０歳～20 歳未満のお子さんがいる方	・乳幼児健診のご案内 ・予防接種受診券の交付 ・乳幼児の健康相談など	・母子健康手帳		１階 市民課 子ども家庭支援課	
	０歳～18 歳以下のお子さんがいる方	医療費助成受給資格の手続き	・健康保険の資格確認書（お子さんのもの）		１階 保険課 子ども医療	
	県外からの転入で０歳～18 歳までのお子さんがいる方	しまね子育て応援パスポート利用手続き			１階 市民課 子ども福祉課	
	０歳～高校生年代以下のお子さんがいる方	児童手当の申請 ※転出予定日の翌日から起算して１５日以内	・請求者の口座がわかるもの ・請求者のみが転入する場合は、配偶者および児童のマイナンバーがわかるもの ※公務員世帯の方は勤務先で申請してください。 ※必要なものがそろっていなくても窓口へお越しください。			
	ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当の相談・申請 ※親族以外の異性の方との同居など、事実婚状態にある場合は申請できません。	・申請者と児童のマイナンバーがわかるもの ・申請者の口座がわかるもの		EAGA1 階 子ども福祉課 児童福祉	
	児童扶養手当の資格がある方	児童扶養手当の転入手続き ※事実婚状態となる方については、資格喪失となります。	・申請者と児童のマイナンバーがわかるもの ・受給資格者の口座がわかるもの ・前住所地の児童扶養手当証書			
	保育園・幼稚園等に入園を希望する方	保育園・幼稚園等の入園相談	・保育を必要とすることを証明する書類（保護者の就労証明書等）		EAGA1 階 子ども福祉課 保育	
	小学生のお子さんがいて、 放課後児童クラブの利用を希望する方	放課後児童クラブ利用手続き	・就労証明書		EAGA1 階 子ども福祉課 児童福祉	
	小・中学生のお子さんがいて、 指定校区以外の学校を希望する方	校区外就学手続き	受付窓口でご相談ください。		EAGA1 階 学校教育課	
	小・中学生のお子さんがいて、 経済的な事情がある方	就学援助制度の相談・申請	学校へご相談ください。		各小中学校	
税・料金	原付バイク・小型特殊・特定原付・ミニカーを所有している方	所有申告（軽自動車税）	・車名（メーカー）がわかるもの ・車体番号がわかるもの （自賠責保険証等）		１階 税務課 軽自動車税	
	軽自動車（四輪・三輪）を所有している方	※お近くの販売店または軽自動車検査協会でご相談ください。			軽自動車検査協会 島根事務所 050-3816-3083	
	自動二輪（125 cc超）を所有している方	※お近くの販売店または中国運輸局（島根運輸支局）でご相談ください。			中国運輸局 島根運輸支局 050-5540-2071	
	水道の使用を開始する方	開栓申込み	お電話で手続きできます。 使用開始の５日前までにご依頼ください。		分館２階 上下水道部業務課	
	中吉田、中島、中須、駅前、あけぼの、かもしま、赤城、栄町、横田町、安富町、美都町（宇津川・仙道地区）に転入する方 ※一部地域を除く	下水道の使用開始の届出				
その他	ごみの出し方について	ごみ収集カレンダー、 ごみの分別大図鑑の配布			１階正面玄関ロビーまたは １階環境衛生課	
	し尿汲取りについて	し尿汲取りカレンダーの配布			１階 環境衛生課	
	犬と一緒に引越しされた方	所有者の住所変更	・前住所地で発行された鑑札等			
	市営住宅に入居を希望する方 または市営住宅に同居を希望する方	・市営住宅入居の相談 ・市営住宅の同居手続き	受付窓口やお電話でご相談ください。		島根県住宅供給公社 益田管理事務所 0856-31-1530	
	UI ターンの方	困ったこと、わからないことがあれば、受付窓口でお気軽にご相談ください。			２階 地域振興課	
	史跡等の指定文化財の所有者の方	住所変更の届出が必要となる場合があります。	受付窓口でご相談ください。		市民学習センター ２階 文化振興課	

〇〇課 の記載がある手続きの詳細は、枠内の担当課へお問い合わせください。

担当課連絡先					
・市民課	0856-31-0224	・高齢者福祉課 介護保険	0856-31-0682	・学校教育課	0856-31-0451
・保険課 国民健康保険	0856-31-0212	・障がい者福祉課	0856-31-0251	・税務課 軽自動車税	0856-31-0609
後期高齢者医療	0856-31-0215	・子ども家庭支援課	0856-31-1381	・上下水道部業務課	0856-31-0422
国民年金	0856-31-0216	・子ども福祉課 児童福祉	0856-31-0243	・環境衛生課	0856-31-0232
子ども医療	0856-31-0215	保育	0856-31-1380	・地域振興課	0856-31-0173
				・文化振興課	0856-31-0623

令和８年 11 月時点